（１１）自動車運転免許取得費の助成

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳（１級～４級）の交付を受け、運転免許の取得により就労・就学が見込まれる方などに対し、自動車運転免許取得にかかる費用の一部を助成します。

○対象経費

自動車学校教習料など免許取得にかかる下記の費用

・入学金　・教習料　・教習コース使用料　・技能検定料　・受験料

○助成額

対象経費の３分の２の額（千円未満切捨／上限額：１０万円）

○申請書類等

免許取得の訓練開始前に、福祉課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

（（１）～（３）及び（８）の書類は窓口にてお求めいただけます。）

（１）交付申請書
（２）自動車運転免許取得事業計画書
（３）自動車運転免許取得収支見積書
（４）身体障害者手帳の写し
（５）運転適性相談結果票の写し（※）
※発行については運転免許試験場までお問合せください。
（６）施設入所中の場合は事業の要否に関する当該施設長の意見書（任意様式）
（７）市外の学生の場合は在学証明書
（８）市内在住の方は課税額調査同意書
（９）市外在住の方は所得証明書等の所得金額が確認できる書類

○その他

・世帯の所得により助成対象外となる場合があります。
・市外在住の方が申請される場合、上記申請書類とは別に追加で書類提出をお願いする場合があります。
・申請より先に訓練を受けられた場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定（または不決定）通知をお送りしますので、通知確認後、各費用の支払いや免許取得の手続きを行ってください。通知前に着工した場合、助成対象外となります。

（１２）自動車改造費の助成

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の肢体不自由１級、２級の方が仕事などのために、自動車の「ハンドルに握りをつける、ブレーキやアクセルを手動にする」などの改造をする場合に、改造費用の一部を助成します。

○対象者（次のすべての要件に該当する方です）

・市内在住の方で身体障害者手帳の上肢機能障害又は、下肢、体幹機能障害１級、２級の方。
・仕事などに使うため、障がい者本人が所有し運転する自動車の操行装置又は駆動装置等を改造する方。（トラックや商用車は除く）

○助成額

１０万円を限度に、改造に要した費用

○申請書類等

車両の改造前に、福祉課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

（（１）～（２）及び（８）の書類は窓口にてお求めいただけます。）

（１）交付申請書
（２）自動車改造事業計画書
（３）自動車改造にかかる費用の見積書
（４）身体障害者手帳の写し
（５）改造前の車両の写真
（６）自動車検査証の写し
（７）申請者の運転免許証
（８）課税額調査同意書

○その他

・世帯の所得により助成対象外となる場合があります。
・申請より先に改造された場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定（または不決定）通知をお送りしますので、通知確認後、車両の改造や各費用の支払い等を行ってください。通知前に着工した場合、助成対象外となります。